

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和7年5月19日(2025.5.19)

【公開番号】特開2023-180304(P2023-180304A)

【公開日】令和5年12月21日(2023.12.21)

【年通号数】公開公報(特許)2023-240

【出願番号】特願2022-93478(P2022-93478)

【国際特許分類】

G 03 G 15/20(2006.01)

10

【F I】

G 03 G 15/20 510

【手続補正書】

【提出日】令和7年5月9日(2025.5.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

回転する無端状のベルトと、

前記ベルトの外周面に接触する回転部材と、

前記ベルトの内側に前記回転部材と前記ベルトを挟んで非回転に設けられ、前記ベルトの内周面に接触して、トナー像が形成された記録材を挟持搬送しつつ熱及び圧力を加えて記録材にトナー像を定着するニップ部を形成するニップ部形成部材と、を備え、

前記ニップ部形成部材は、前記ベルトの内周面に接触する接触領域を有し、

前記接触領域は、前記記録材の搬送方向に関し前記ニップ部の下流側で前記ベルトに接触する下流端部を有し、

前記下流端部は、前記搬送方向に交差する幅方向に関し中央部が両端部よりも前記搬送方向の下流側に位置している、

ことを特徴とする定着装置。

【請求項2】

前記下流端部は、前記両端部から前記中央部に向かうにつれて前記搬送方向の下流側に延びる、

ことを特徴とする請求項1に記載の定着装置。

【請求項3】

前記下流端部は、前記幅方向に関し前記中央部が前記ニップ部の中央と略一致している、ことを特徴とする請求項1に記載の定着装置。

40

【請求項4】

前記中央部は、前記下流端部のうち前記搬送方向に関し最も下流に位置する、ことを特徴とする請求項3に記載の定着装置。

【請求項5】

前記幅方向に関し、前記定着装置を通過可能な記録材の最大幅の中心位置と前記中央部が略一致する状態で、前記下流端部において前記記録材の最大幅と交差する位置である端部位置から前記中央部までの前記搬送方向の長さD、前記ニップ部の前記搬送方向の長さM(m m)、前記回転部材の加圧力W(k g f)としたとき、「-0.00997×M-0.00667×W+1.748」を満たす、

50

ことを特徴とする請求項 3 に記載の定着装置。

【請求項 6】

前記下流端部において前記端部位置から前記中央部までの前記搬送方向の長さ D は、0.1 mm 以上 0.6 mm 以下である、

ことを特徴とする請求項 5 に記載の定着装置。

【請求項 7】

前記幅方向に関し前記接触領域の長さは、前記定着装置を通過可能な記録材の最大幅よりも長い、

ことを特徴とする請求項 1 に記載の定着装置。

【請求項 8】

前記接触領域は、前記搬送方向に関し前記ニップ部の上流側で前記ベルトに接触する上流端部を有し、

前記上流端部は、前記搬送方向に交差する幅方向に関し中央部が両端部よりも前記搬送方向の上流側に位置している、

ことを特徴とする請求項 1 に記載の定着装置。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明の一実施形態に係る定着装置は、回転する無端状のベルトと、前記ベルトの外周面に接触する回転部材と、前記ベルトの内側に前記回転部材と前記ベルトを挟んで非回転に設けられ、前記ベルトの内周面に接触して、トナー像が形成された記録材を挟持搬送しつつ熱及び圧力を加えて記録材にトナー像を定着するニップ部を形成するニップ部形成部材と、を備え、前記ニップ部形成部材は、前記ベルトの内周面に接触する接触領域を有し、前記接触領域は、前記記録材の搬送方向に関し前記ニップ部の下流側で前記ベルトに接触する下流端部を有し、前記下流端部は、前記搬送方向に交差する幅方向に関し中央部が両端部よりも前記搬送方向の下流側に位置している、ことを特徴とする。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0068

【補正方法】削除

【補正の内容】

10

20

30

40

50